

使用前検査申請書

廃炉発官R3第1.5.2号  
令和4年1月5日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3  
第7項の規定により次のとおり検査を受けたいので申請します。

発電用原子炉の設置又は変更に係る 事業所の名称及び所在地	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町																		
申請に係る発電用原子炉施設の概要	福島第一原子力発電所 汚染水処理設備等 中低濃度タンク 多核種処理水貯槽 <sup>※1</sup> (G5エリア) <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>G5</td> <td>A1～A4</td> <td>4基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B1～B4</td> <td>4基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C1～C3</td> <td>3基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>D1～D3</td> <td>3基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>E1～E3</td> <td>3基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>17基</td> </tr> </table> <sup>※1</sup> 実施計画 II.2.5.2.1 主要仕様参照  放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設 多核種除去設備 主要配管 <sup>※2</sup> 多核種除去設備出口から 処理済水貯留用タンク・槽類まで (ポリエチレン管)の一部  <sup>※2</sup> 実施計画 II.2.16.1.2.1 主要仕様参照  増設多核種除去設備 主要配管 <sup>※3</sup> サンプルタンク出口から 多核種処理水貯槽、RO濃縮水貯槽または Sr処理水貯槽まで (ポリエチレン管)の一部  <sup>※3</sup> 実施計画 II.2.16.2.2.2 機器仕様参照	G5	A1～A4	4基		B1～B4	4基		C1～C3	3基		D1～D3	3基		E1～E3	3基		合計	17基
G5	A1～A4	4基																	
	B1～B4	4基																	
	C1～C3	3基																	
	D1～D3	3基																	
	E1～E3	3基																	
	合計	17基																	
実施計画の認可年月日	平成25年8月14日 実施計画の変更認可年月日 $\left( \begin{array}{l} \text{※1} \quad \text{令和3年11月 5日} \\ \text{※2} \quad \text{令和3年11月 5日} \\ \text{※3} \quad \text{令和3年11月 5日} \end{array} \right)$																		
検査を受けようとする工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることが できる状態になった時 <hr/> 設備の組立てが完了した時 <hr/> 工事の計画に係る工事が完了した時																		
検査を受けようとする期日	自 令和4年 2月28日  至 令和4年 8月31日																		
検査を受けようとする場所	東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所																		
申請に係る発電用原子炉施設の 使用の開始の予定時期	令和4年 9月30日																		

工事の工程に関する説明書

年月	令和3年												令和4年											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
項目																								
中低濃度 タンク 設置工事																								
多核種処理水貯槽 G5エリア 17基																								

- : 工事期間
- ☆ : 使用前検査
- △ : 工事完了
- ▼ : 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

屋外 (G 5) : 管理対象区域

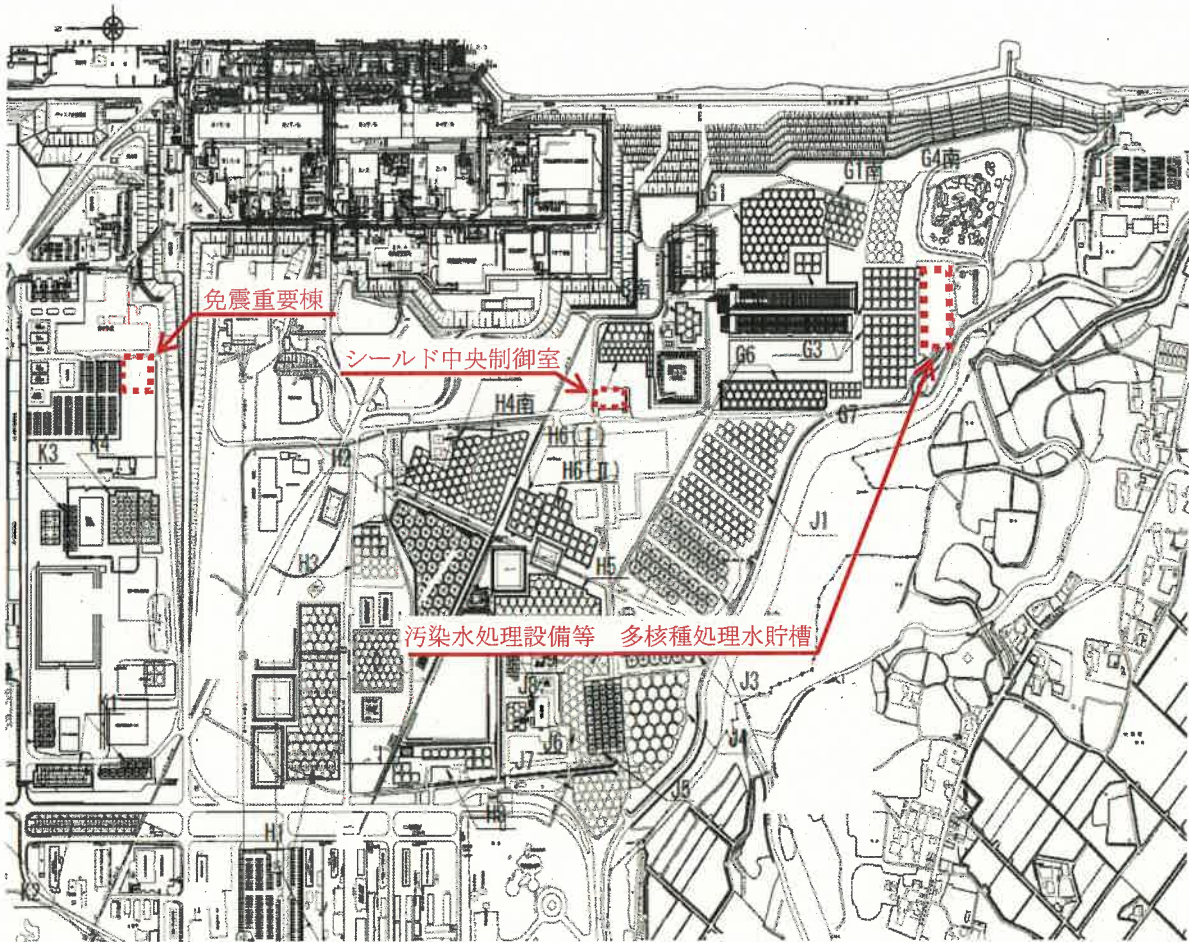
シールド中央制御室 : 管理対象区域

免震重要棟 : 管理対象区域


別添 : 検査場所図

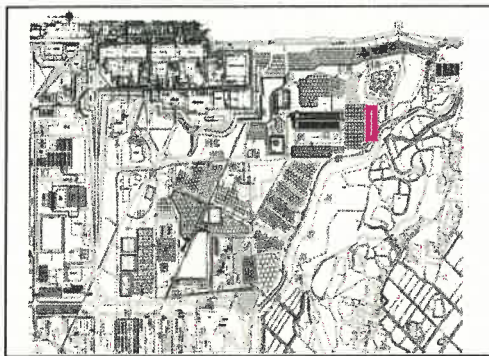
以 上

検査場所図

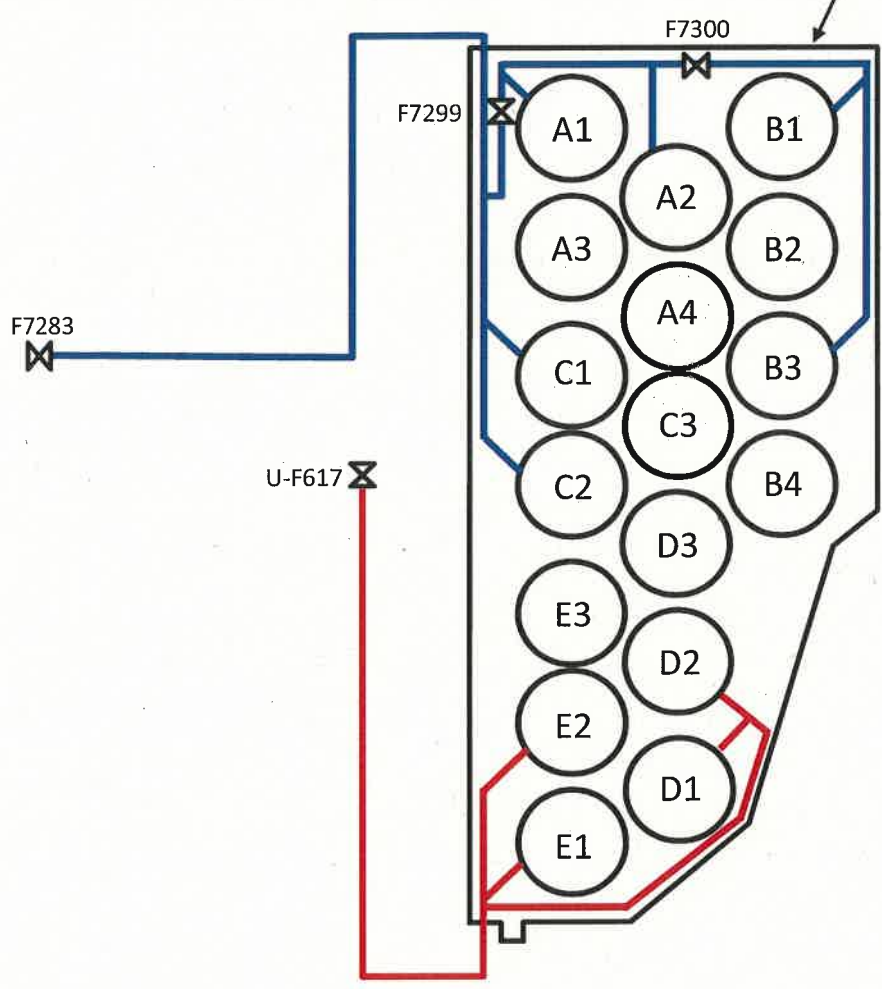


福島第一原子力発電所構内

 : 検査場所



G5エリア  
17基



- 多核種除去設備  
 (100A相当 ポリエチレン管)  
 最高使用圧力: 0.98 MPa  
 耐圧検査圧力: 0.98 MPa  
 漏えい検査圧力: 0.98 MPa
- 増設多核種除去設備  
 (100A相当 ポリエチレン管)  
 最高使用圧力: 0.98 MPa  
 耐圧検査圧力: 0.98 MPa  
 漏えい検査圧力: 0.98 MPa